

## 宅地耐震化推進事業 Q&A



我孫子市市街地整備課

### Q1 大規模盛土造成地マップについて

Q1-1 大規模盛土造成地マップに示されている「大規模盛土造成地」は危険ということですか？

A1-1 大規模盛土造成地マップは、おおよその位置及び種類を示したものであり、マップに示されている位置が必ずしも危険というわけではありません。

Q1-2 大規模盛土造成地と示されている区域において、土地の開発や建築の際に何か特別な手続きは必要ですか？

A1-2 大規模盛土造成地が入っている、特別な手続きは必要ありません。

Q1-3 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか？

A1-3 大規模盛土造成地マップの公表は、住民の皆様が大規模盛土造成地の存在に関心を持っていただくとともに、大規模な地震に備えて地域防災に対する意識を高めて、災害の防止や被害の軽減に役立てていただくことを目的としています。

Q1-4 大規模盛土造成地が入っている、売買できますか？

A1-4 土地や家屋の売買を制限するものではありません。

Q1-5 大規模盛土造成地マップに示された場所だけが盛土造成地ですか？

A1-5 大規模盛土造成地マップは、旧地形図と現況地形図を重ね合わせて作成しています。また、区画整理事業及び開発行為の資料も参考にしています。そのため、その調査資料以外で盛土された土地及び小規模に盛土された土地は示されていません。

### Q2 大規模盛土造成地について

Q2-1 大規模盛土造成地について、どのような調査を行うのですか？

A2-1 大規模盛土造成地の構造、形状、変状、土質、造成年代などの調査を行います。地質調査などの原位置試験等が必要な場合には、近隣の住民へあらかじめお知らせします。

Q2-2 自宅が大規模盛土造成地にあり、擁壁に亀裂などの変状があります。危険性を確認する方法はありますか？

Q2-2 自宅の擁壁の変状は、国土交通省のホームページにある「わが家の宅地安全マニュアル」を参考に確認してください。広範囲で変状がある場合には市街地整備課にご相談ください。

<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

Q2-3 宅地造成工事規制区域と造成宅地防災区域はありますか？

A2-3 宅地造成等規制法第3条で指定する宅地造成工事規制区域と同法第20条で指定する造成宅地防災区域は、我孫子市内に現在のところありません。

### Q3 宅地耐震化推進事業について

Q3-1 宅地耐震化推進事業の目的は何ですか？

A3-1 宅地耐震化推進事業は、大地震などによる大規模盛土造成地の被害を軽減することが目的です。詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jigyo/jigyo.htm>

[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_fr\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000004.html)

Q3-2 地震に対して盛土造成地を安全にする対策工事はありますか？

A3-2 対策工事は一般的に抑制工と抑止工がありますが、詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_tk\\_000015.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000015.html)

Q3-3 宅地耐震化推進事業の取り組みがわかるパンフレットはありますか？

A3-3 国土交通省のホームページにパンフレットがありますのでご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/crd/web/topic/topic.htm>